

小型エレベーターの床面積の 制限の緩和について

事務局

1. はじめに

令和6年1月31日、「用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第56号)」が公布され、同日施行されました。

2. 背景

昇降行程10m以下で、籠の床面積が小さい、いわゆる「小型エレベーター」は、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件(平成12年建設省告示第1415号)第三号において、令第129条の4の規定によりエレベーター強度検証法を用いる際に適用される「積載荷重」について一般のエレベーターよりも緩和された数値を用いることができるとされています。

本規定が制定された平成12年当時と比べると、車いすに関する各種規格は変化しており、エレベーターの籠の床面積が1.1㎡以下の場合、介助者が同乗できない、あるいはそもそも車いすが入らないなどの理由により、本当に必要とする方が使用できないケースが生じていました。

今般、技術的検証の結果、エレベーターの制御器の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1429号)第1第一号に規定するブレーキ保持力について過荷重の対策が講じられることにより、小型エレベーターの床面積の制限を緩和しても安全性が担保されることが確認されたため、関連告示の基準の見直しが行われました。

3. 改正概要

- (1) 用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件(平成12年建設省告示第1415号)の一部改正

<内容>

- 小型エレベーターの床面積を1.1㎡以下から1.3㎡以下に見直す。

本告示第三号の小型エレベーターの籠の床面積規定を1.1㎡以下から1.3㎡以下に見直すほか、その他の規定の整理が行われています。

表－1 平成12年建設省告示第1415号の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><u>用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターの籠の積載荷重を定める件</u></p> <p>建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の5第2項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかごの積載荷重(単位 N)は、<u>当該各号に定める数値とする。</u></p> <p>一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターの<u>籠</u>の面積をトランクの面積を除いた面積として、令第129条の5第2項の表に基づき算定した数値</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>籠</u>の他の部分とトランクの床面の段差が10cm以下であること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ <u>籠</u>の奥行き(トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。)が2.2m以下であり、かつ、トランク部分の奥行きが<u>籠</u>の奥行きの2分の1以下であること。</p> <p>二 フォークリフトその他の<u>籠</u>に荷物を積み込む機械(以下「フォークリフト等」という。)が<u>籠</u>への荷物の積み込み時に<u>籠</u>に荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター 次に掲げる数値のうち大きいもの</p> <p>イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重(荷物の積み込み時に<u>籠</u>にかかる荷重に限る。)を加えたものを1.5で除した数値</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 昇降行程が10m以下で、かつ、<u>籠</u>の床面積が<u>1.3㎡</u>以下のエレベーター 床面積1㎡につき1,800として計算した数値で、かつ、1,300以上の数値</p> <p>四 昇降行程が20m以下で、かつ、<u>籠</u>の床面積が1.3㎡以下の住宅、下宿又は寄宿舎に設けるエレベーター 床面積1㎡につき2,500として計算した数値で、かつ、1,300以上の数値</p> <p>五～七 (略)</p>	<p><u>用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件</u></p> <p>建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の5第2項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかごの積載荷重(単位 N)は、<u>それぞれ当該各号に定める数値とする。</u></p> <p>一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターの<u>かご</u>の面積をトランクの面積を除いた面積として、令第129条の5第2項の表に基づき算定した数値</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>かご</u>の他の部分とトランクの床面の段差が10cm以下であること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ <u>かご</u>の奥行き(トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。)が2.2m以下であり、かつ、トランク部分の奥行きが<u>かご</u>の奥行きの2分の1以下であること。</p> <p>二 フォークリフトその他の<u>かご</u>に荷物を積み込む機械(以下「フォークリフト等」という。)が<u>かご</u>への荷物の積み込み時に<u>かご</u>に荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター 次に掲げる数値のうち大きいもの</p> <p>イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重(荷物の積み込み時に<u>かご</u>にかかる荷重に限る。)を加えたものを1.5で除した数値</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 昇降行程が10m以下で、かつ、<u>かご</u>の床面積が<u>1.1㎡</u>以下のエレベーター 床面積1㎡につき1,800として計算した数値で、かつ、1,300以上の数値</p> <p>四 昇降行程が20m以下で、かつ、<u>かご</u>の床面積が1.3㎡以下の住宅、下宿又は寄宿舎に設けるエレベーター 床面積1㎡につき2,500として計算した数値で、かつ、1,300以上の数値</p> <p>五～七 (略)</p>

(2) エレベーターの制御器の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1429号)の一部改正

<内容>

○床面積が1.1㎡を超える小型エレベーターは、小規模共同住宅等に設置するエレベーター(平成12年建設省告示第1415号第四号)と同等のブレーキ保持力を求める。

かごの床面積が 1.1 ㎡を超える小型エレベーターについては、定員を超える人が乗り込む可能性があることから、十分なブレーキ保持力を確保するため、本告示第1第一号に基づき、かごに積載荷重の1.75倍の荷重が加わった場合においても、かごの位置を著しく変動させないブレーキ保持力(小規模共同住宅等に設置するエレベーター(平成12年建設省告示第1415号第四号)と同等のブレーキ保持力)を求めることとするほか、その他の規定の整理が行われています。

表-2 平成12年建設省告示第1429号の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第1 <u>籠</u>を主索で吊るエレベーター又は<u>籠</u>を鎖で吊るエレベーター(油圧エレベーターを除く。)の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 <u>籠</u>を主索で吊るエレベーターにあっては、<u>籠</u>に積載荷重の1.25倍(平成12年建設省告示第1415号第二号に規定するフォークリフト等が<u>籠</u>の停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、<u>1.5倍</u>、同告示第三号に掲げるエレベーターのうち<u>籠</u>の床面積が1.1㎡を超えるものにあっては、<u>1.75倍</u>)の荷重が加わった場合においても<u>籠</u>の位置が著しく変動しないものとする。ただし、<u>籠</u>の停止位置が着床面を基準として75mm以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置(着床面を基準として75mm以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。)を設けた場合にあっては、この限りでない。</p> <p>二 <u>籠</u>又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置(次号において「調節装置」という。)を設けること。</p> <p>三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>イ <u>籠</u>又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、<u>籠</u>を昇降させないものであること。</p> <p>ロ 建築基準法施行令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、<u>籠</u>を昇降させるものであること。</p>	<p>第1 <u>かご</u>を主索で吊るエレベーター又は<u>かご</u>を鎖で吊るエレベーター(油圧エレベーターを除く。)の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 <u>かご</u>を主索で吊るエレベーターにあっては、<u>かご</u>に積載荷重の1.25五倍(平成12年建設省告示第1415号第二に規定するフォークリフト等が<u>かご</u>の停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、<u>1.5倍</u>)の荷重が加わった場合においても<u>かご</u>の位置が著しく変動しないものとする。ただし、<u>かご</u>の停止位置が着床面を基準として75mm以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置(着床面を基準として75mm以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。)を設けた場合にあっては、この限りでない。</p> <p>二 <u>かご</u>又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置(次号において「調節装置」という。)を設けること。</p> <p>三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>イ <u>かご</u>又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、<u>かご</u>を昇降させないものであること。</p> <p>ロ 建築基準法施行令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、<u>かご</u>を昇降させるものであること。</p>

改正後	改正前
<p>四 籠内及び籠の上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあっては、籠の上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとすることができる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 籠に天井がないエレベーター</p> <p>第2 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 籠の停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>四 かが内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあっては、かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとすることができる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ かに天井がないエレベーター</p> <p>第2 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする</p> <p>一 かの停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。</p> <p>二・三 (略)</p>

4. 定期検査への影響

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第283号)は改正されてはいませんが、別表第1一項(14)巻上機のブレーキの保持

力の状況の判定基準の内容は、本年1月31日より本改正に即した内容に変わりますので注意して下さい(当該判定基準は、告示の号番号(平成12年建設省告示第1429号第1第一号)を引用する形で規定していることから、文言に変化が生じないため、改正は行われていません)。

表-3 巻上機のブレーキの保持力の状況の判定基準

別表第1 かがを主索又は鎖で吊るエレベーター

一. 機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(14)	巻上機	ブレーキ	保持力の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認する。 ロ ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認する。 ハ かに荷重を加え、かの位置を確認する。	平成12年建設省告示第1429号(以下「制御器告示」という。)第1第一号の規定に適合しないこと。

お詫びと訂正

第168号(令和6年3月発行)及び第169号(令和6年5月発行)の掲載記事について、誤りがありました。正しくは下記のとおりです。お詫びして訂正いたします。

【第168号(令和6年3月発行)】

- 4頁「エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準等の改正について」

表-1 平成12年建設省告示第1417号の一部改正 左段下から4行目

誤) 20mm以下とすること。
 正) 200mm以下とすること。

- 11頁「小型エレベーターの床面積の制限の緩和について」

表-2 平成12年建設省告示第1429号の一部改正 右段下から22行目

誤) 積載荷重の1.25五倍
 正) 積載荷重の1.25倍

【第169号(令和6年5月発行)】

- 17頁「京都市役所分庁舎 地産エネルギーを活用したKYOTO-STYLE ZEB庁舎の実現」

表-1 建築概要

誤) 地域・地区：商業地域、第4種硬度地区、旧市街地型美観地区
 正) 地域・地区：商業地域、第4種高度地区、旧市街地型美観地区

表-2 設備概要

誤) 熱源設備：木質バイオマスボイラ
 正) 熱源設備：木質バイオマスボイラ

誤) 給水設備：水 源：市水、井戸水
 吸 水：受水槽+加圧吸水方式
 受水槽：上水受水層(木製)、上水高架水槽(木製)、
 雑用水受水槽(地下ピット利用)、雑用水高架水槽(木製)

正) 給水設備：水 源：市水、井戸水
 給 水：受水槽+加圧給水方式
 受水槽：上水受水槽(木製)、上水高架水槽(木製)、
 雑用水受水槽(地下ピット利用)、雑用水高架水槽(木製)

- 45頁「千葉県における昇降機等定期報告制度の運用と現状について」

表-4 年度別機種別報告率推移 下表に差し替え

